

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

神戸市長 久元 喜造

市町村名 (市町村コード)	神戸市 (28100)	
地域名 (地域内農業集落名)	押部谷地区 (養田集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年11月24日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・管理不十分な農地もでてきており、隣接する農地に影響がでてきている。
 ・人口減少と高齢化を起因とした農業の担い手が不足している。そのため、高低差のある畦の草刈りなどが困難になってきている。また、人件費も高騰しており作業をお願いすることができなくなってきた。
 ・農地の立地や面積が小さく変形していることもあり、買い手が見つからない。また、機械が入らないので手作業に頼らないといけない。
 ・パイプラインが古くなってきており、石や泥が詰まったりし、水から臭いもでてきている。
 ・水稲が主要作物であるが、米の買い取り価格が低いため、農業での収入が少なく、農業を継続することが困難である。また、他の販売ルートが無いために、市場などに出すと安くなってしまう。
 ・収益が見込めないことと、高齢になってきたことで機械の新規購入や修理が高額なため躊躇する。また、農業での収入が少ないため、外で働いている子ども等の次世代の担い手が戻ってくる見込がない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稲(コシヒカリ、キヌムスメ)やブロッコリー、麦などを主要作物としつつ、有機農業や無農薬米などの自然農法への取組を検討する。
 ・ネット販売等による新たな販売ルートの確保について検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	26.00 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	26.00 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

原則、市街化調整区域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、山際等の小規模で生産性が低い農地や既に非農地化している農地等においてはその限りではない。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地バンクを通じて、新規就農者や定年退職した人といった農業の担い手の受け入れや確保を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地の集約化や拡大を目指すために、農地バンクを通じて、担い手の受け入れや確保を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
・多面的機能支払交付金の活用により修繕・整備を引き続き図っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・農地面積の矮小や変形地といったことを解消するためにも、農地の集約化や面積の拡大、パイプラインの整備を行うためにも、ほ場整備が実施する必要がある。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・必要に応じて、草刈りや耕作等の作業委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・多面的活動を通じて、水路、ため池の保全や遊休農地の有効活用を地域で一体的に取り組む。